

家持の「賦」について

川 口 常 孝

万葉集卷十七の家持越中赴任以後の作品は、天平十八年（七月以降）、十九年、二十年（三月二十三日以前）の三年にわたっているが、その十九年の作品は、次のように二つの異なった部分に分けることができる。

A、家持の枉疾に関する部分（三九六二—三九八三）

B、風土、遊覧に関する部分（三九八三—四〇一〇）

詳しくいうと、十九年の第一作は「忽に枉疾に沈み、殆に泉路に臨む。よりにて歌詞を作りて、悲緒を申ぶる一首」（三九六二—三九六四）と題された三首であり、これは「右は、十九年春二月二十日に、越中国の守の館にして、病に臥し悲しび傷みて、聊かに此の歌を作れり」という左註を持っている。つづいては「椽大伴池主に贈る悲しびの歌二首」（三九六五・三九六六）が配され、以下家持の病をめぐって、家持・池主の間に長文の序（書簡）を伴った作品の交換がなされる。これら、病苦の訴えとそれへの慰みを主体とする作品群は、あるときには漢詩をもって代行されることもあり、万葉集においてもかなり重要な漢文・漢詩の見本を提供する仕儀になっているが、贈答のしめくりは依然として「三月五日に、大伴宿禰家持、病に臥して作れり」（三九七六・三九七七の左注）という

のであって、枉疾の嘆きは消えてはいない。そしてこれらのあとに「恋緒を述ぶる歌一首」（三九七八—三九八二）が置かれているが、この「三月二十日の夜の裏に、忽に恋の情を起して作」った作品も、気分衰えた病中（あるいは病後）の心裏から芽生えたものであって、充実した健康感の所産ではない。

ところが次の三九八三・三九八四になると、「立夏四月、既に累日を経れども、しかも由し霍公鳥の喧くを聞かず。因りて作る恨の歌二首」というふうに興を変えてきて、その左注に「霍公鳥は、立夏の日来鳴くこと必定す。又越中の風土、橙橘のあること希なり。此に因りて、大伴宿禰家持、感を懐に発して聊かに此の歌を裁れり。此三月二十九日」とあるように、外物に対する期待の感情の動きはじめていることが認められる。そして以下「二上山の賦一首」（三九八五）、「四月十六日、夜の裏に、遙かに霍公鳥の喧くを聞きて、懐を述ぶる歌一首」（三九八八）……というぐあいについて、枉疾の嘆きは家持の生活から消えてしまう。

天平十九年の所収歌に二つの異なった部分の認められること、以上のごとくである。それなら、A、Bは機械的に置かれた二つの部分であって、相互にかかわりあう要素は持たぬのであろうか。日付が順次に追われているから、全体が北陸生活の展開であることは言うを待たぬが、単にそれだけに過ぎぬのであろうか。わたくしたち

は否という答えを用意するために、今一度、家持・池主の往復書簡また贈答歌にまなこを返さなければならぬ。

家持は越中赴任後一二月ほどにして、弟の長逝を「遙かに聞」（三九五七—三九五九）いた。その悲傷やるかたないかれに、ほとんど唯一といつてよい心の慰めをもたらしたものは、八月以来大張使となって京師に赴いていた大伴池主が帰還したことであつた。池主が本任に還到したその十一月、「相欬ぶる歌二首」（三九六〇・三九六一）を作つて、家持はその心持を卒直に自他に示した。

庭に降る雪は千重敷く然のみに思ひて君を吾が待たなくに
白波の寄する磯廻を漕ぐ船の楫取る間なく思ほえし君

……この日、白雪忽に降りて、地に積もること尺余なり。この時に、漁夫の船、海に入り瀾に浮ぶ。ここに守大伴宿禰家持、情を二つの眺めに寄せて、聊かに所心を載る。

この左注がその日の家持の目に映じた北陸の自然であり、歌二首はこの眺望に託された真情の披瀝であつた。池主と北陸の自然が一つのものとして家持に作用し、地に降り敷いた白雪と冬の海の蒼さが、弟の死という北陸での最初の衝撃からの立ち直りの機縁を家持にもたらしている。同族にして下僚、しかも北陸の自然の美しさを家持に開眼せしめた者、それが北陸万葉における池主の動かざる位置である。なるほどこれ以前にも、「馬並めていざ打ち行かな波谿の清き磯廻に寄する波見に」（三九五四）といった作品を家持は作つてはいるが、その頃における池主との交渉は、京にとどめて来た家持の「妹」をめぐるものが主であつて、北陸の自然の大きさを真つこうから把握するとき新境地の展開には立ち至っていない。池主の「大帳使」のための不在と、弟の長逝と、帰還した池主が、在京中に際会した書持の死を克明に家持に報告したのであろうこ

とど、この三つがないまぜになつて、二人の關係を「同族・下僚」をはるかに越えるものに進展せしめたるうことは疑いの余地がないのである。だから「悲しびの歌」などを素直に池主に贈ることができるようになつたのである。そして、いまた北陸の大自然に目を向けて、家持は池主の帰還を心からよるこんでいるのである。

したがつて、天平十九年に入つて、家持枉疾の間に交わされた兩者の訴えと慰めの書簡も、このような人と自然のかかりあいの、同一線上のものとして理解される必要がある。事実、兩者の相聞往來はこの範圍のものであるが、とりわけ「いざ見に行かな 事はたなゆひ」（三九七三）という池主のさそいかけや（前の「馬並めていざ打ち行かな」の家持作は、宴席の歌であつて、直接池主に向かつて呼びかけられたものではない）、「此の眺甌にあらずは、孰か能く心を暢べむ」（七言一首・三九七六・三九七七の序文）といった家持の応諾の詞句は、六朝文学から学びとつた華麗な閑文字の間によみとれる、兩者の本音であるとせねばならない。かくて、健康の回復につれて家持の心内に蘇生してきたものは、「見に行」くことによつて「心を暢べむ」とする自然と風土へのゆるぎなき愛であつた。「布勢の海水に遊覧する賦一首」（三九九一・三九九二）に対して池主の「敬み和ふる一首」（三九九三・三九九四）があり、「立山の賦一首」（四〇〇〇—四〇〇二）に対して同じく池主の「敬み和ふる一首」（四〇〇三—四〇〇五）があることは、如上の対応の理の存在を端的に物語るものであろう。

全体として、AからBへ。「布勢の海水に遊覧する賦」、「立山の賦」（「布勢の海水に遊覧する賦」の前に「立山の賦」がある。これには池主の「敬和」がない。同賦についても追々述べる）は、このような勢いのなかに生まれてきた。それなら、これらの「賦」とは、一体いかなる性質のものであろうか。

問題をわかりやすくするために、B、すなわち三九八三—四〇一〇の作品を、題詞を書記することによって、左に並べてみよう。周知のように、これらの作品はおのずから日付順になっている。

a、三九三・三九四 立夏四月、既に累日を経れども、しかも由し霍公鳥の喧くを聞かず。因りて作る恨の歌二首

(三月二十九日)

b、三九五—三九七 二上山の賦一首(三月三十日)

c、三九八

夜の裏に、遙かに霍公鳥の喧くを聞きて、懐を述ぶる歌一首(四月十六日)

d、三九六・三九七

大目秦忌寸八千島の館にして、守大伴宿禰家持に饒する宴の歌二首(四月二十日)

e、三九二・三九三

布勢の水海に遊覧する賦一首(四月二十四日) 布勢の水海に遊覧する賦に敬み和ふる一首

(四月二十六日)

f、三九五—三九六

掾大伴宿禰池主の館にして、税帳使守大伴宿禰家持に饒する宴の歌(四月二十六日)

g、三九九

守大伴宿禰家持の館にして飲宴する歌一首(四月二十六日)

h、四〇〇—四〇二 立山の賦一首(四月二十七日)

h'、四〇三—四〇五 立山の賦に敬み和ふる一首(四月二十八日)

i、四〇六・四〇七 京に入らむとき漸く近づき、悲情撥き難く、懐を述ぶる一首(四月三十日)

i'、四〇八—四〇九 忽に京に入らむとして懐を述ぶる作を見る。

生別の悲しびの、腸を断つこと万廻なり。怨緒禁め難し。聊かに所心を奉る一首(五月二日)

そして、これらの題詞に対応する重要な左注をぬき出してみると

b、三九五—三九七

右は、三月三十日に興に依りて作れり。大伴宿禰のなり。

d、三九六—三九七

右は、守大伴宿禰家持、正税帳を持ちて京師に入らむとし、よりにて此の歌を作り、聊かに相別るる嘆きを陳ぶ。

右を通観すれば、b「二上山の賦」を作った三月三十日ごろは、

家持はすでに「興に依りて作」をなしうるほど健康を回復していた

ことがわかる。それから二十日を経て作られた四月二十日の日の日

付を持つdは、「正税帳を持ちて京師に入らむ」とする送別の宴の

歌であることがわかる。正税帳使は大帳使、貢調使、朝集使とともに

四度の使と呼ばれるもので、国司は、地方の経費を支弁する正税

の收支を太政官に報告することを義務づけられていたのである。延

喜式には二月三十日以前に上ることになっているが、後、越中他八

ヶ国は四月中に送ることに改められた。家持の実際の出発は、i'の

題詞によって五月二日以後と認められるから、まだこのころには式

に登載されている規定がなかったのであろうか。それとも従前の健

康上の理由によって、出発を延期していたのであろうか。いずれにせ

よ家持は着任後をはじめ、決算帳をもって京に上ろうとしている。そ

してこの上京は突然にきまったものではなく、さきに見た「恋緒を

述ぶる歌」について、「家持は五月の初旬に、正税帳を以て京に上

つてあるから、この時既にその予定があつて、かく詠んだのである

「^{能く}」という論者もあるくらいであるから、早くから家持のスケジュ

ールに組まれていたはずである。健康の立ち直りを願っていたらだち

も、一つには上京の予定が立てにくいという事実に関係していよう。

「恋緒を述ぶる歌」の製作は三月二十日、はじめて「京師に入ら

む」ことを明記したd「八千島の館の宴」の歌は四月二十日作、そ

して出発は五月初旬。わたくしたちは「恋緒を述ぶる歌」をAの群

に属せしめたから（前記論者は本稿のいわゆるBに属せしめたことになる）、一つを下ってBの最初をとるならば、a「立夏、霍公鳥の喧かざるを恨む歌（三月二十九日）」であって、三月二十九日—四月二十日—五月二日以降のこの期間は、家持の生活が、正税帳使としての上京の準備に心身ともに統括されていた時期であることを知りうる。語を変えていえば、わたくしたちの区分・設定したBは、正税帳使としての上京の準備に該当する期間であることになる。したがって、前に記した、

A、家持の枉疾に関する部分（三九六二—三九八二）

B、風土、遊覧に関する部分（三九八三—四〇一一）

は、

A、家持の枉疾に関する部分（三九六二—三九八二）

B、正税帳使としての上京の準備に関する部分（三九八三—

四〇一一）

と置きかえることができる。㊦㊦すなわち「風土、遊覧に関する部分」は「正税帳使としての上京の準備」を内質的に包含することになる。ここから、家持の「遊覧」は上京のための土産物歌を準備することであった、という一つの性格を抽出することができる。詩歌風土記とも呼べるべき土産物歌の準備である。「蓋し家持は上京に先立って、都への自慢話の種を仕込んだものであらう」というよりは今少し切実な、病の体験とうらはらに即応しあった、そのよくな心の延長線上の準備であった。「二上山の賦」以下（右論者の言うように「布勢の海水に遊覧する賦」だけでなく）は、この性質のなかに存在するのである。

a—i十二歌群のなかで、私的な好尚・述懐（a・c・i・i'）や宴席の歌（d・f・g）を除くと、あとに残るのは、b「二上山の賦一首」、e「布勢の海水に遊覧する賦一首」、e'「布

勢の海水に遊覧する賦に敬み和ふる一首」、h「立山の賦一首」、h'「立山の賦に敬み和ふる一首」の五歌群となる。e・hは池主の唱和したものであるから当面の課題からは省いてよく、結局、最後まで残るのは、「二上山の賦一首」、e「布勢の海水に遊覧する賦一首」、e'「立山の賦一首」の三歌群ということになる。これらの作品は、素材処理の方法や詠歌の立場が、自己の好みや述懐だけに終始せず、対象自体の独立性を認めたいうでそれを描写し、それへの感懐を述べるといった体裁をとっている。客観を客観として認め、私意・私懐による変更を求めないのは、作者の立場が公共性を踏まえているということではなければならない。対象が公的ではなく、作歌の当事者が公的態度を保持していることなのである。この趣は、三首がいずれも「賦」という名称をもって呼ばれ、それぞれ題詞の下に「この山は射水郡にあり」（b）、「此の海は射水郡の旧江村にあり」（e）、「此の立山は、新川郡にあり」（h）と、地誌的細注を付されていることによって証明されることができよう。

まず「賦」であるが、賦は周知のとおり詩の六義の一である。試みに字源をひらくと、「所謂賦者、敷陳其事而直言之也」と文休明弁を引いたうえで、「其の事をありのままに敷き陳べる」詩の一体であると釈している。諸橋轍次博士の大漢和辞典には、「事を陳べ、諷諭の意を寓して、上の鑑戒に資するもの」の一項がある。しかしそれとて詩の方法としては、「事物の形勢を実質的に陳べるもの」であることに変わりはない。ただ「梁における、これらの賦を総括して特色づけると、一つは、遊楽生活に伴なう美しい自然を詠ずる遊覧の賦と、もう一つは、前代の延長たる、山水を詠ずる賦であり、いずれもその自然描写は、綺麗ということばで特色づけられる」といった漢代以後の賦の特色は、この場合、記憶にとどめておいた方がよいかも知れない。これは簡文帝や庾信などの梁の賦についていわれているのであ

るが、家持の「賦」や「遊覧」の語彙は文選や芸文類聚などに範を仰いだものであろうし、初学記なども舶載の途上にあつたと思われるから、六朝詩賦の美意識は、必ずや家持の対自然の態度や生活の姿勢に影響するところがあつたと見ねばならない。題詞に即していうかぎり、家持は「賦」を「歌」の意味に借り用いたに過ぎないのであるが、それにしても、「賦」の文字を名詞に、それも堂々と題詞に用いたのは、集中歌人多しといえども家持だけであつて、しかも天平十九年のこの三首に限られてゐる。ここに、家持のある意図、ないしは意識が感じられて来るであらう。つまり、名勝の実地をありのままに、だが美的に述べるといふ意図、また披露のために進んでそれをするといふ意識である。決して上表的なかしこまりではないが、半ば公的な仕儀で任地諷詠歌を持参するという一種の心くばりである。正直なところ、三首はいずれもさしたる出来栄のものではない。例によって先行歌の詞句を襲用し、その着想も先蹤につきすぎて、新味を欠いている。それにもかかわらず、これらの作品が大真面目であるところに、「賦」使用の積極的意味がつかみとられねばならぬのである。

次に題詞下の細注であるが、この地誌的つけたしは、文字の大(旧本)小(元暦校本その他)はあつても諸本いずれも備えてゐるから、もともと家持の原本に記載されてゐたと解すべきである。もしこれらの作品が単なる遊山の諷詠にすぎず、また部下身辺の者にさし示す範囲のものであるならば、何を好んで地誌的注記を添付する必要があらう。ことに池主のごときは(他の下僚も同様であつたらう)、赴任の順序からいへば先任者なのであるから、家持を案内こそすれ、家持から解説される必要は毛頭ない。にもかかわらず、三首は地誌的説明を伴つてゐるのである。ここに前記したような、都人士への土産物歌という性質が考えられてくるのである。池主の敬和

歌が、「布勢の水海に遊覧する賦」と「立山の賦」とにはあつて、最初の「二上山の賦」にはないことからすれば、たまたま「二上山の賦」を読むことを得た池主が、名勝歌を都へお持ちなさいといつた進言を行つたのであつたかも知れない。それに力を得て、家持の態度がきまつたのであつたかも知れない。それは、

b、二上山の賦一首この山は射水郡にあり

右は、三月三十日に興に依りて作れり。大伴宿禰家持のなり。

e、布勢の水海に遊覧する賦一首短歌を并せたり此の海は射水郡の旧江村にあり

右は、守大伴宿禰家持作れり。四月二十四日

h、立山の賦一首短歌を并せたり此の立山は、新川郡にあり

四月二十七日に、大伴宿禰家持作れり。

とある題詞、左注を見ればわかるように、bは「興に依りて作」られていて、その題詞も卷十七以下の長歌が伴つてゐる「短歌を并せたり」の付記を欠いてゐる。「賦」にしては、いくらか普段着姿に近い。それから、三者の日付の関係もe・hのへだたりは三日間であるのに、b・eのへだたりは二十四日間である。健康の回復によつてそぞろに「興」をもよおしてきた家持に対して、池主の助言がなされたのがbの後であり、「興」+助言が、b・eの間に、名勝歌持参という家持の確固とした心づもりが醸成されてゐたのであるまいか。その期間が二十四日なのである。だから、eは「短歌を并せたり」を復活し、「此の海は射水郡の旧江村にあり」と、案内記は村名にまで及び(bの「この山は射水郡にあり」は、eの時点からさかのぼつて付記されたのであらう)、「右は、守大伴宿禰家持作れり。月日」と、官名をも付した(「守」は諸本にあり)完

璧の体裁を整えるに至ったのである。そして、日をおかずしてhが作られたが、hでは左注が少しくずれているから、三者のなかではeがもっとも完全な形態だということになる。このことは、別の見方をすれば、eのところに家持の名勝歌持参の心持が確定したということでもある。名勝歌の帯同は、先にも記したように、公的な上表そのものではないのだから、いずれもが完全な体裁を整えていなくてもよく、心持確定後の作品に不完全左注が添付されていても、事柄の矛盾とはならぬであろう。

わたくしは、家持の「賦」三首をこのようなものとして理解するのである。

二

万葉集には、なお、「賦」を動詞として用いた例が相当数ある。

- 1、園の梅を賦して聊かに短詠を成すべし（巻五、八一五——八四六。「梅花の歌」の序文）
- 2、勅りたまはく、汝諸王卿等、聊かに此の雪を賦して各其の歌を奏せとのりたまふ（巻十七、三九二二——三九二六。「掃雪の日の歌」の序文）
- 3、但し秦忌寸朝元は、左大臣橘卿諱れて云はく、歌を賦するに堪へずは麝を以ちて贖へといふ（右の左注）
- 4、如今言を賦し韻を靱し、斯の雅作の篇に同ず（同、三九七六・三九七七。「家持の池主宛返簡」中の割注）
- 5、時に主人、百合の花縹三枚を造り、豆器に置ね置きて、賓客に捧げ贈る。各々此の縹を賦して作る歌三首（巻十八、四〇八六——四〇八八。「少目秦伊美吉石竹の館の宴の歌」の題詞）
- 6、先の太上天皇の、陪従の王臣に詔りたまはく、それ諸王卿

等、和ふる歌を賦みて奏すべしとのりたまひて即ち御口号したまはく（巻二十、四二九三・四二九四。「山村に幸しし時の歌」の序文）

- 7、詔に應へて雪を賦む歌一首（同、四四三九。「靱負の御井に幸しし時の歌」の題詞）

- 8、因りて此の日を以ちて、太上天皇の、侍婦等に勅したまひしく、水主内親王に遣らむが為に、雪を賦みて歌を作りて献れと宣り給へり（右の左注）

- 9、時に内相藤原朝臣勅を奉りて、宣りたまはく、諸王卿等、堪ふるまにま、意に任せて、歌を作り并せて詩を賦せよとのりたまへり。仍りて詔旨に應へ、各々心緒を陳べて歌を作り詩を賦しき

諸人の賦せる詩と作れる歌とを得ず（同、四四九三。「玉箒を賜ひて肆宴きこしめしし日の歌」の題詞）

九個所、計十一例である。このなかには「賦む」と訓まれているものもあるが、勿論「賦す」と訓めるもので、訓読上の相違は何ら問題にならない。注目すべきポイントは、次の二点である。すなわち、(一)、所見がすべて大伴家関係の巻であること。というより、1の巻五・旅人一例を除いては、すべて家持の書記になることが明らかであること（これは、「賦」の用字・用法が、「聊——」の造句法とともに、旅人庭訓の所産であることを物語っている）。(二)は、これらの題詞また左注が、多少にかかわらずかしまりの場に関係していること。この二つである。(三)をもう少し具体的に見てみると、2・3・6・7・8・9は、「勅りたまはく」(2・3)、「詔りたまはく」(6)、「詔に應へて」(7)、「勅したまひしく」(8)、「勅を奉りて宣りたまはく」(9)などとあるように、元正太上天皇の出御また幸行の際の作であって、これらの題詞、左注は明らか

に公的かしこまりの場の記録である。残された4、5はどうかという、4は割注の形で記載されているが、実体は書簡の別案で、家持・池主交友裡のものである。書簡が平服姿以上に儀礼とかしこまりを伴うことは、いうを要しない。5は下僚秦伊美吉石竹の館の宴席歌ではあるが、「賓客」東大寺の占墾地使の僧平栄等を饗応する場のものであるから、国司館の普通の宴会ではない。ここにもかしこまりの性格が顕著である。

右によってわかるように、「賦」(動詞)使用の題詞、左注は、すべてか、こまり——おそれつつしんだ態度になる。威儀を正してすわる。お札をいう。つつしんでうけたまわる——の場についての記述である。「賦」の文字自体がこうした内容を持っているかどうかは詳らかにしがたいが(辞書が示す範囲では、ないと解される)、家持の用字意識としては、「作」、「裁」、「詠」、「歌」などとは違った観念をこめていたことはたしかである。

そこで思われて来ることは、前章で述べた、土産物歌としての「賦」の性格である。わたくしは、「二上山の賦」以下三首について、「上表的なかしこまりではないが、半ば公的な仕儀で郷土諷詠歌を持参しようとしたもの」と説いた。家持は決して「詔」によって「二上山の賦」以下を制作したのではない。また、賓客接待の座で挨拶歌としてこれらを成したのではない。しかし正税帳としての京師への乗り込みが、「遠の朝廷」の長の公的召されであることは間違いない。そこには当然かしこまりが要求される。都を見得るといふ楽しみはあるが、行為としては公人としての正規の秩序のなかにある。かれは形を正さなければならぬ。

このように見てくると、「二上山の賦」以下が、「詠」ではなくて「賦」と題されたことの真義は、推測しきたった以外ではなさそうに思われる。かてて加えて、家持には儲(預)作歌制作という習

癖がある。儲作歌の初見は「吉野の離宮に幸行さむ時の為に、儲けて作る歌一首」(巻十八、四〇八八—四一〇〇)で、「賦」の制作時(七四七)よりは二年ほど遅れるが、越中の国府にあって、帰京後の吉野行きを考えて作を成すのであるから、公的現象へのタッチが、家持にとっていかに強い願望であったかがわかる。それは、出自と性癖の二つよりして、良吏家持の属性であったと見なしてよい。果たしてそうなら、土産物歌の持参も、十全にありうることになるではないか。名詞にせよ動詞にせよ、万葉集の「賦」に、家持はこのよな公表的性格を与えていたのである。(四一・五・五)

(註1) 政治要略。

(註2) 「万葉集全釈」第五冊。

(註3) 同前。

(註4) 小尾郊一氏、「中国文学に現われた自然と自然観」。

(註5) 小島憲之博士は、芸文類聚は「養老四年以前の伝来」、

初学記は「第九次遣唐使帰朝天平七年」(835頃か)といっ

ておられる(「上代日本文学与中国文学」中)。

付記。本稿は「家持と北陸万葉」と題する論文のなかの「賦」に関する部分だけを抜き出したものであるが、わたくしは最近山田孝雄博士の「万葉五賦」を読むことを得た。博士は、家持の「賦」は、京は池主の「乱」に導き出されたものであろうことをいい、「二上山へ上りての語りひ草とせむの下構にてよめるならむか」といっておられる。これは全釈が布勢の水海の詠を「都への自慢話の種」(既述)といったのと同断であるが、小稿は「三賦」に共通の性格を認め、一括しての意識的土産物歌であろうことを述べた点が、発明といえはいえようか。いずれにせよ浅学寡聞に忸怩たらざるを得ず、先学の業績が確乎として存在することを明記して、故博士への非礼を深くお詫びするものである。(四一・一〇・二〇)